

2011.10.21：平成23年第3回定例会（第3日） 本文

○田中しゅんすけ議員 私は、板橋区議会自由民主党議員団を代表して、陳情第32号「国民健康保険制度の保険料を板橋区独自に引き下げることを求める陳情」、第1項「支援金支給の件」、第2項「減免措置拡大の件」及び第3項「経過措置延長の件」を「不採択」とする委員会決定に賛成する立場から討論を行います。

本件陳情は、国民健康保険料の賦課方式の変更を踏まえ、支援金の支給、保険料と窓口負担の軽減措置拡大、経過措置を延長し恒常的な軽減措置とするといった板橋区独自の軽減策を求めるとともに、国や都に対して財源措置を求めるというものであります。

東京23区は、統一保険料方式をとっており、平成23年度から保険料の賦課方式を住民税方式から旧ただし書き方式に一斉に変更し、同時に保険料の急激な変動に対応すべき、激変緩和措置として2年間の経過措置を講じています。

旧ただし書き方式は、所得に対して賦課する方式であるため、税制改正の影響を受けにくく、所得に応じて幅広い世帯に保険料をご負担いただくことで、相互扶助の理念にかなう公平な制度として取り入れられたものです。

既に、全国の国民健康保険保険者のうち99%が旧ただし書き方式を採用しており、国においても、平成25年度までに、国民健康保険における保険料の賦課方式を旧ただし書き方式に統一する方針であると聞いております。

さきにも述べましたが、東京23区は統一保険料方式をとっています。これは、昭和34年に東京23区の国民健康保険事業が発足した当時、東京都の事業調整のもとに23区で同一の保険料率を適用していたこと、平成12年に東京都の事業調整が廃止された後も、医療保険制度の広域化の動きを考慮し採用しているものです。

区独自の軽減策を講じることは、東京23区において統一された保険料方式を採用している趣旨に反するのみならず、軽減した保険料相当額を区の一般会計から補てんせざるを得なくなることを意味するものであります。

既に、一般会計からは、平成22年度、23年度ともに約89億円を国民健康保険事業特別会計繰出金として予算化しているところであります。

これは、国民健康保険の被保険者以外の区民にも負担を求めることでもあり、また区財政に与える影響を考えますと、区独自の軽減策をとることは不可能であると言わざるを得ません。

以上の理由から、陳情第32号「国民健康保険制度の保険料を板橋区独自に引き下げることを求める陳情」、第1項、第2項及び第3項に対する委員会決定「不採択」に改めて賛成の意を表し、討論を終わります。（拍手する人あり）